

次期ごみ処理施設整備に係る総合支援業務仕様書

第1章 総則

本仕様書は、可茂衛生施設利用組合（以下「本組合」という。）が発注する「次期ごみ処理施設整備に係る総合支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第1節 一般事項

1 背景及び業務の目的

本組合は、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村及び御嵩町の2市7町1村（以下「構成市町村」という。）内で生じた一般廃棄物を、ささゆりクリーンパークエコサイクルプラザ（以下「既存ごみ処理施設」という。）で広域処理を行っている。既存ごみ処理施設は、平成11年度から供用開始して以来、現在まで27年が経過していることから、将来に渡り途切れずごみ処理を継続するため、令和21年度からの新たなごみ処理施設（以下「次期ごみ処理施設」という。）の稼働開始を目指して準備を進めている。

そのような背景の中、既存ごみ処理施設の隣接地を次期ごみ処理施設の建設地として方針を固めたことから、本業務では、次期ごみ処理施設を整備するための基本的な諸条件や方針などを取りまとめた計画である施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するとともに、基本計画と密接に関連する調査、設計、支援などを総合的に行うことで合理的かつ円滑な事業推進を図ることを目的とする。

2 業務場所

岐阜県可児市塩河839番地 可茂衛生施設利用組合 ささゆりクリーンパーク地内及びその隣接地（建設地、別紙参照）

3 委託期間

契約締結の日から令和12年3月29日まで

4 業務の概要

業務の概要は次のとおりとし、業務内容の詳細は、第2章によるものとする。

- (1) 施設整備基本計画策定業務
- (2) PFI等導入可能性調査業務
- (3) 測量業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 造成基本設計業務
- (6) 土地利用計画検討業務
- (7) 特別高圧接続検討申込支援業務
- (8) 都市計画決定の変更支援業務

5 技術者の配置

受注者は次の管理技術者及び担当技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務については相当の知識や経験を有する技術者を配置しなければならない。また、照査技術者については、本業務が多岐にわたる業務内容であることを勘案して必要に応じて配置するものとする。なお、照査技術者は管理技術者との兼任はできないものとする。

また、配置する技術者は、直接の雇用関係（参加表明書提出時点において6か月以上の雇用関係）にある者を配置すること。

(1) 管理技術者

管理技術者は、次に定める資格要件と実績要件を満たし、ごみ処理施設の処理技術と運営管理に十分な知識及び経験を有する者であること。なお、管理技術者は、主たる会議に出席し、契約の履行に関して業務を管理及び統括する役割を担うものとする。

① 次に掲げる技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士のいずれかの資格を有すること。

- ・ 総合技術監理部門（衛生工学—廃棄物管理又は廃棄物・資源循環）
- ・ 衛生工学部門（廃棄物管理又は廃棄物・資源循環）

② 過去10年間（平成28年度以降）に、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する一部事務組合を含む。）が発注する、循環型社会形成推進交付金を活用した次に掲げる業務を管理技術者として担当し、完了した実績を各1件以上有すること。（参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。）

- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設（熱回収施設）に係る基本計画策定業務の完了した実績
- ・ マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）に係る基本計画策定業務の完了した実績

(2) 担当技術者

担当技術者は、業務に関わる資格や専門知識を有する者を適正に配置すること。

6 提出書類

受注者は、本業務の着手時、履行期間中及び完了時において、本組合の委託業務契約約款（以下「契約約款」という。）に定めるものを含め、次の書類を提出し、本組合の承諾を得るものとする。

(1) 業務着手時

- ① 着手届
- ② 管理技術者届及びその経歴書（資格及び雇用を証明する書類等の写しを含む）
- ③ 担当技術者の担当業務に係る資格・経歴書及び雇用を証明する書類等の写し
- ④ 照査技術者届及びその経歴書（必要に応じて、資格及び雇用を証明する書類等の写しを含む）
- ⑤ 業務実施計画書（必要に応じて、照査技術者を配置する場合は、照査計画を含む）

契約約款第3条に規定する業務工程表（計画）については、業務実施計画書に含めるものとし、提出時期は契約締結後14日以内を目安に本組合と協議のうえ決定）

- ⑥ 業務内訳書（年度ごとの出来高見込みを含む）
- ⑦ 再委託承認申請書（必要に応じて、様式は任意）

(2) 履行期間中

- ① 業務打合せ議事録
- ② 次に掲げる各業務完了時の成果品
 - ・ 施設整備基本計画策定業務
 - ・ PFI等導入可能性調査業務
 - ・ 測量業務
 - ・ 地質調査業務
 - ・ 造成基本設計業務
 - ・ 土地利用計画検討業務
 - ・ 特別高圧接続検討申込支援業務
 - ・ 都市計画決定の変更支援業務
- ③ その他必要な書類

(3) 各年度末

- ① 業務報告書（各業務の実績報告、進捗率）
- ② 業務出来高届（令和8年度末、令和9年度末、令和10年度末）

(4) 業務完了時

- ① 委託業務完了届
- ② 業務工程表（実績）

7 業務カルテ作成登録

受注者は、業務実績情報システム（TECRIS）への登録のため、「業務カルテ」を作成し、本組合の確認を受けた後に（一財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを本組合に提出すること。提出期限は原則として、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限
契約締結後の土日・祝日を除く10日以内
- (2) 完了時登録データの提出期限
業務完了通知書提出後の土日・祝日を除く10日以内
- (3) 業務履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合
変更があった日から10日以内

8 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、最新の関係する法令規則、細則、通知等を守らなければならない。

9 業務の履行

- (1) 業務の円滑な推進を図るため、本組合及び受注者は常に密接な連絡を取れる体制とし、十分な協議を行い、業務を遂行すること。
- (2) 業務の途中において、本組合が報告を求めたときは、受注者は速やかに報告を行うこと。

10 疑義

本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに本組合と協議し、本組合の意図を十分に理解して業務を遂行する。

11 業務内容の変更

本組合は、必要と認めるとき、業務内容の一部を変更もしくは停止させることができる。

この業務内容の変更に伴う委託料及び委託期間の変更等については、両者協議のうえ決定するものとする。

12 再委託

受注者は、本業務における総合的な企画、業務遂行管理、業務の手法の決定、技術的判断、現地調査結果の分析及び成果品の作成（以下「主要業務」という。）を、第三者に再委託することはできない。

13 主要業務以外の再委託

受注者は、主要業務以外の業務を第三者に再委託する場合は、必要事項を記載した書面をもって本組合の承諾を得なければならない。なお、記載すべき必要事項は着手時の協議による。また、第三者に再委託する場合は、第三者を適正に管理できる技術者を配置すること。

14 打合せ及び議事録

受注者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて、本組合と打合せ及び協議を行い、その議事録を本組合に提出して承諾を得なければならない。なお、議事録は打合せの都度、速やかに作成して提出すること。

15 関係機関との協議

受注者は、関係機関との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、協議の都度、本組合に遅滞なく報告のうえ、速やかに議事録を作成して提出しなければならない。また、照会等を行う場合は、本組合の承諾を得て行うものとし、その照会等の結果を遅滞なく本組合に提出しなければならない。

16 資料の貸与

本業務の遂行に必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受注者が行うこととするが、本組合が把握し、かつ提供可能な資料は、本組合より受注者に提供する。また、本組合が所有し、かつ貸与可能な資料については、貸与する。なお、受注者が本組合より資料の貸与を受けた場合には、そのリストを作成のうえ、借用書を本組合に提出し、本組合が指示する期日までに返却すること。

17 検査及び引渡し

- (1) 受注者は、「4 業務の概要(1)~(8)」に掲げる各業務の成果品が完成したときは、速やかに成果品を提出すること。なお、一度提出した経緯のある成果品については、提出以降に改めて提出する必要はないものとする。
- (2) 受注者は、最終年度を除く各年度末に業務報告書と併せて業務出来高届を本組合に提出し、本組合の検査員による出来高検査を受けなければならない。なお、当該年度中に提出した成果品も検査の対象とし、検査合格をもって引渡しとする。
- (3) 受注者は、「4 業務の概要(1)~(8)」に掲げる全ての成果品を提出したときは、業務完了届を本組合に提出し、本組合の検査員による完了検査を受けなければならない。なお、本業務の完了は、完了検査に合格したときをもって完了とする。

18 委託料の支払い

受注者は、本組合の検査に合格した場合は、本組合に対して出来高部分に相応する契約金額相当額の範囲内で部分払いを請求することができるものとする。

なお、各会計年度における支払限度額については、契約締結時に決定するものとする。ただし、令和8年度については、15,880,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

19 成果品の取扱い

成果品に関しての著作権及び所有権は本組合に帰属するものであり、受注者は本組合の許可なく複製やほかに利用又は公表してならない。

20 前払金

受注者は、契約約款第35条に規定のとおり各会計年度の支払限度額の10分の3以内の前払金の請求をすることができるものとする。ただし、令和9年度、令和10年度、令和11年度において、受注者は本組合の予算の執行が可能となる時期以前に前払の支払いを請求することはできない。

21 不備訂正

受注者は、本業務において不備が生じた場合は、受注者の責任において直ちに訂正するものとする。また、成果品を提出後においても本仕様書及び準拠法令等に違反した方法で作業が行われた場合、又は受注者の故意もしくは過失により不適格な成果品があった場合

は、再作業を行い、改めて成果品を提出することとし、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

22 損害賠償

本業務履行中に受注者が本組合又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに本組合にその状況を連絡し、本組合の指示に従うものとする。損害の責任は受注者が負うものとする。

23 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項については、本組合の許可なく第三者に漏らしたり、提供したり、又はほかの調査に使用してはならない。

24 情報資産の適正管理

本契約において、可茂衛生施設利用組合情報セキュリティポリシーに基づく情報資産を取扱う場合は、契約約款における個人情報取扱特記事項の規定を準用する。この場合において、「個人情報」とあるものは「情報資産」と読み替えて適用し、受注者は情報資産の適正管理並びに漏えい等による事故防止のために必要な措置を講じなければならない。

25 情報公開制度への対応

- (1) 本業務の履行に係る書類、成果物等については、可茂衛生施設利用組合情報公開条例（平成30年条例第2号）に基づき、公開の請求があった場合は、本組合が指定する非公開対象の範囲を除き原則公開対象として取り扱う。
- (2) 受注者は、本業務の履行に係る書類、成果物等について公開することにより正当な利益が損なわれると認められる情報が含まれている場合は、業務完了までにその範囲を申告するものとする。

26 成果品及び資料作成等における留意事項

受注者は、本業務の成果品及び資料作成等にあたり次のことを留意するものとする。

- (1) 記載内容については、一貫性のある内容となるよう配慮するとともに、できる限り写真、図、グラフ等を用いることにより、分かりやすい内容とする。
- (2) 学術的専門用語を使用する場合は、必要に応じて注釈などを付す。また、専門技術的な資料、根拠資料等でその量が多くなるものは、資料編として整理する。
- (3) 著作権その他に関する問題が生じないようにする。
- (4) 成果品として提出する電子データは、直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）を格納するものとする。また、原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真など）については、データ形式（MS-Word、MS-Excel）で納入するものとし、図面データ（CAD）については、データ形式（DXFなど）で納品すること。なお、データは整理してWindows対応の記録媒体に格納し、ウイルス等のセキュリティチェックを行うこと。

27 その他の留意事項

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、公平・中立な立場から信頼できる理論、技術、文献及び数値等の根拠を用いるとともに、受注者のノウハウを発揮して業務を誠実に履行すること。なお、文献その他の資料を引用又は根拠とする場合は、その文献等の名称を明記すること。
- (2) 本業務の遂行に必要な車両、機器、道具、電源等は、原則受注者が準備するものとする。なお、本組合施設での電源を使用する場合は、事前に本組合の了承を得ること。
- (3) 本組合施設外で受注者が出席する会議、協議などで映像機器等を使用する場合は、本組合と協議のうえ受注者が準備すること。
- (4) 本業務の遂行に際し、土地の借上げ等の費用が発生する場合は、その費用は受注者において負担するものとする。
- (5) 本業務の遂行に必要な安全の確保は、受注者が行うものとする。
- (6) 受注者が本組合所有地内の現地調査を行う場合は、必要に応じて、本組合の職員が同行するものとし、許可なく現地へ立ち入らないこと。また、業務の遂行のために他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ本組合の了解を得たうえで土地所有者の了解を得て紛争が起こらないよう留意しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の完了後であっても、本組合から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じること。

第2章 業務内容

第1節 施設整備基本計画策定業務

1 目的

基本計画策定業務は、本組合が次期ごみ処理施設を整備するための基本的な諸条件の整理、基本計画を策定するための計画案や関連資料の作成、技術的助言などの包括的な支援及び完成版の製本を行うことを目的とする。基本計画は、有識者等を含む施設整備基本計画審議委員会（以下「審議委員会」という。）による調査審議やパブリックコメントを踏まえて令和10年9月頃に策定する計画としており、業務の遂行に際しては、国が示す「廃棄物処理施設整備計画」、本組合が令和5年3月に策定した「次期一般廃棄物処理施設整備基本構想」、及び社会の動向などを踏まえるものとする。なお、基本計画で設定する諸条件は、本組合が同時期に別に発注する予定の「次期ごみ処理施設整備に係る環境影響評価業務」における評価の諸条件に深く関係することから、環境影響評価業務の委託事業者と主導的に連携を図り業務を遂行するものとする。

2 業務概要

基本計画は、既存ごみ処理施設と同じ対象区域である構成市町村内で生じた一般廃棄物（可燃ごみ、不燃物、し尿処理脱水汚泥、大型有害鳥獣）の広域処理を行うものとして、次に掲げる手順を踏まえて定める。なお、業務の遂行に際しては、国や県の関連計画を踏まえるとともに本組合が策定している循環型社会形成推進地域計画、次期一般廃棄物処理施設基本構想や構成市町村の策定する一般廃棄物処理計画等の関連計画を踏まえるものとする。また、施設整備に向けた本組合と地域住民との協議等の経緯を踏まえるものとする。

<基本計画の策定に向けた手順>

基本計画は、次の手順で策定することを基本として、業務着手時に本組合との協議により方針を決めたうえで業務を遂行するものとする。

- ① 基礎的な条件を調査、把握のうえ基本計画の素案を作成する。なお、基礎的な条件を整理する際に必要に応じて構成市町村への照会を行う。
- ② 基本計画案を作成する過程で、測量、地質調査、PFI等導入可能性調査、メーカーアンケートを実施してその結果を反映する。また、土地利用の方針を検討するとともに造成基本設計に着手し、造成設計に関わる方針や計画を決めて反映する。
- ③ 基本計画の重要な要素については、審議委員会による調査審議を経るものとし、各審議委員会開催前には構成市町村との協議（以下「市町村協議会」という。）を経るものとする。
- ④ 上記「①～③」を踏まえて基本計画案を作成してパブリックコメントを実施する。その結果、及び審議委員会からの答申を反映して基本計画を策定する。

3 基本計画の内容

基本計画の内容は、次に掲げる項目を参考として、業務着手時に本組合との協議により

方針を決めたうえで業務を遂行するものとする。

- (1) 背景と目的
計画策定の経緯、整備の必要性・目的及び整備の基本方針等など
- (2) 基礎調査項目
ごみ処理行政の現況・課題、構成市町村の地域の概況・現況など
- (3) 建設地に係る基本条件
建設地の立地条件、事業の法規制条件、車両の搬出入条件、ユーティリティ条件など
- (4) 計画ごみ、施設規模
処理対象物、計画ごみ質・処理量、施設規模など
- (5) 処理方式
処理スキーム、処理方式など
- (6) 残渣物処理計画
施設で発生する残渣物の発生量、処理計画など
- (7) 環境保全計画
環境保全に係る基準値・計画など
- (8) エネルギー利用計画
ごみ処理に伴い発生するエネルギー利用の方針・計画など
- (9) 災害発生時に対する計画
災害発生時の施設機能、災害廃棄物処理、施設強靱化の方針・計画など
- (10) 施設配置・動線計画
施設の配置計画、敷地内の動線計画など
- (11) 付帯施設機能
環境学習機能、防災機能の方針など
- (12) 土地利用方針
事業に係る施設及び周辺敷地の土地利用方針など
- (13) 事業スケジュール
基本計画から既存施設解体撤去までの事業スケジュール
- (14) 事業方式、事業費、財政計画
施設整備から運営管理に係る事業方式、概算事業費、財政計画など
- (15) プラント設備計画
処理フロー、プラント設備計画など
- (16) 土木建築計画
外構計画、平面計画、構造計画、景観計画など
- (17) 施工計画
造成工事、建設工事に際する公害防止、仮設工事計画、工事計画など
- (18) 運営管理計画
運転体制・計画、維持管理体制・計画、安全衛生体制・計画など

4 審議委員会、市町村協議会運営支援

基本計画策定に向けた手順として、審議委員会や市町村協議会を経ることを予定するため、それらの会議開催に向けた助言や資料作成などを行う。また、会議に同席し、技術的な助言や会議の記録を作成する等の支援を行うもの。なお、審議委員会や市町村協議会の支援は、それぞれ7回程度を想定しているが、業務着手時に本組合との協議により方針を決めたうえで業務を遂行するものとする。また、審議委員会や市町村協議会のみ限定せず、その他の会議等で基本計画に関わる説明等が必要な機会が生じた場合は、誠意をもって対応すること。

(1) 審議委員会

審議委員会は、基本計画の策定にあたり必要な事項を調査審議するために設置する委員会で、有識者、住民代表、行政機関の職員から12名以内の委員により組織する。委員会では、基本計画の重要な要素を抽出してテーマ設定のうえ審議する想定とする。

(2) 市町村協議会

市町村協議会は、審議委員会に先立って、審議委員会で審議するテーマを中心に、構成市町村と本組合による協議会を開催する想定とする。

5 関係官公庁への各種手続きに関する支援

次期ごみ処理施設整備に向けた調査、設計、工事、施設稼働、及び既存ごみ処理施設解体等に必要な法的な各種手続きについて、「申請・届出の名称」「根拠法令等」「提出先」「提出時期」「対応実施状況」などを一覧表として整理すること。また、履行期間中に必要な各種手続きに対する資料作成、技術的な助言などの支援を行う。

6 成果品

当該業務の成果品は次のとおりとし、令和10年9月を目標に提出する。なお、(1)については製本するものとし、その他成果品の体裁については、本組合と協議のうえ決定するものとする。

(1) 次期ごみ処理施設整備基本計画（本編、資料編）	30部
(2) 次期ごみ処理施設整備基本計画（概要版）	30部
(3) 上記関連資料	1式
(4) 上記電子データ類（記録媒体（CD-R等））	1式

第2節 PFI等導入可能性調査業務

1 目的

PFI等導入可能性調査業務は、次期ごみ処理施設の整備・運営手法に関し、事業の効率性、発注者負担の軽減、サービス水準の向上、事業スケジュール、財政負担等の比較検討を行い、最適な事業方式を選定することを目的とする。なお、調査は基本計画策定に向けて並行して実施し、報告書として取りまとめ、その結論を基本計画に反映するものとする。

2 PFI 等導入可能性調査の内容

PFI 等導入可能性調査の内容は、次に掲げる項目を参考として、業務着手時に本組合との協議により方針を決めたうえで業務を遂行するものとする。

(1) 条件整理、意向調査

日本国内で実績のあるプラントメーカーを中心とした複数の民間事業者の参画が見込まれるか次の観点で整理する。

① 各事業手法の特徴の整理と先行事例の動向調査

事業手法の特徴の整理や先行事例の整理

② 事業条件の整理

諸条件の設定、本組合と民間事業者との業務範囲の整理

③ 民間事業者への市場調査

民間事業者の参入意欲及び事業費等に関する調査

(2) 定量評価

定量的な効果（経済的な効果）の見込みとして VFM の算出により経済的優位性を比較評価する。

(3) 定性評価

定性的な評価として、次の観点の事象に対する事業手法ごとの違いを整理する。

① 他市町村等での導入実績

② 長期債務負担の確定

③ 公共と民間事業者のリスク分担

④ 住民からの信頼性

(4) 総合評価

上記の結果を踏まえて総合的な視点から比較評価を行い、本整備事業における最適な事業方式を選定する。

3 成果品

当該業務の成果品は次のとおりとし、調査報告書の取りまとめが完成次第速やかに提出する。なお、(1)については製本するものとする。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) PFI 等導入可能性調査結果報告書 | 30 部 |
| (2) 上記関連資料 | 1 式 |
| (3) 上記電子データ類（記録媒体（CD-R 等）） | 1 式 |

第3節 測量業務

1 目的

測量業務は、次期ごみ処理施設の建設に必要な造成区域の設定及び造成発生土の見込みを把握することを目的とする。なお、測量により得られた結果は、基本計画及び造成基本設計に反映して整合を取るものとする。

2 調査対象区域

建設地（別紙参照）

3 測量の内容

測量の内容は、次に掲げる項目及び数量等を参考として、業務着手時に本組合との協議により方針を決めたうえで業務を遂行するものとする。

- (1) 基準点測量（伐採なし、永久標識なし）
4級基準点測量 20点
- (2) 水準測量
4級水準測量 0.30km
- (3) 路線測量
中心線測量（間隔20m） 0.30km
縦断測量 0.30km
横断測量（間隔20m・幅左右各50m（平均）） 0.21km
- (4) 現地測量
面積（丘陵地） 3.5ha（縮尺1：500、等高線1m間隔）

4 成果品

当該業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 測量結果報告書 2部
- (2) 上記関連資料 1式
- (3) 上記電子データ類（記録媒体（CD-R等）） 1式

第4節 地質調査業務

1 目的

地質調査は、次期ごみ処理施設整備に向けて、敷地区域設定、施設配置、造成工事計画、施設整備工事計画等の検討をする際の参考とするために、対象区域の地盤情報を把握することを目的とする。なお、地質調査により得られた結果は、基本計画及び造成基本設計に反映して整合を取るものとする。

2 調査対象区域

建設地（別紙参照）

3 地質調査の内容

地質調査の内容は、次に掲げる項目及び数量等を参考として、業務着手時に本組合との協議により方針を決めたうえで業務を遂行するものとする。

- (1) 機械ボーリング 20m×5本、サンプリング孔（別孔） 10m×1本
 - ① 土質ボーリング オールコア（粘性土） Φ66mm、5m×5本
 - ② 土質ボーリング オールコア（砂質土） Φ66mm、10m×5本
 - ③ 土質ボーリング オールコア（礫混じり土） Φ66mm、5m×5本
 - ④ 土質ボーリング ノンコア（粘性土） Φ116mm、5m×1本
 - ⑤ 土質ボーリング ノンコア（砂質土） Φ116mm、5m×1本
- (2) サウンディング及び原位置試験
 - ① 標準貫入試験（粘性土） 25回
 - ② 標準貫入試験（砂質土） 50回
 - ③ 標準貫入試験（礫混じり土） 25回
 - ④ 孔内水平載荷試験 5回
 - ⑤ 現場透水試験（オーガー法） 1回
- (3) 室内土質試験 6試料（粘性土3試料＋砂質土3試料）
 - ① 土粒子の密度試験 6試料
 - ② 土の含水比試験 6試料
 - ③ 土の粒度試験（ふるい） 3試料
 - ④ 土の液性限界試験 3試料
 - ⑤ 土の塑性限界試験 3試料
 - ⑥ 土の湿潤密度試験 2試料
 - ⑦ 土の圧密試験 1試料
 - ⑧ 土の一軸圧縮試験 1試料
 - ⑨ 土の三軸圧縮試験 1試料
- (4) 地質調査結果報告書の作成

既存資料の収集・整理を行い、調査結果と併せ、断面図を作成し、総合解析を含めた地質調査結果報告書として取りまとめる。

4 成果品

当該業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 地質調査結果報告書 | 2部 |
| (2) 上記関連資料 | 1式 |
| (3) 上記電子データ類（記録媒体（CD-R等）） | 1式 |

第5節 造成基本設計業務

1 目的

造成基本設計業務は、次期ごみ処理施設整備に向けて敷地造成や雨水排水に関わる基本的な設計及び概算工事費の算出を目的として、測量や地質調査の結果などを踏まえて令和10年度末を目標に遂行する。ただし、基本計画の記載事項に直接係る範囲のことについて

は、基本計画案作成までに検討を終えるものとする。

なお、業務の遂行に際しては、次期ごみ処理施設のレイアウト、造成土量バランス、造成工事仮設計画、雨水排水計画、後述する土地利用計画の方針などを総合的に勘案して現実的、合理的、経済的となるように慎重かつ丁寧に本組合と協議を行いながら進めること。また、造成計画、排水計画の検討に際しては、国が各種計画にて示している雨水対策、土砂対策などの防災・減災対策や自然環境への配慮の方針を踏まえるものとし、かつ、敷地造成予定地の下流地域が農業振興地域となっていることを特に配慮すること。

2 造成基本設計の内容

(1) 造成基本計画の作成

用地造成に係る範囲の前提条件や地形、用地造成に係る周辺地域の雨水排水計画等を現況把握のうえ、本組合との協議により土地利用計画の構想を含めて造成の方針や諸条件の整理及び設定を行う。それら方針や諸条件を踏まえて、必要な平断面の概要図等を作成し造成基本計画を作成する。

(2) 用地造成基本設計

測量や地質調査の結果等を踏まえて用地造成に関わる平面、縦横断の基本設計を行い、必要な工種、数量及び設計図面などを取りまとめた設計図書を作成する。

なお、縦横断面図については、それぞれ20mに1断面程度作成するものとする。

(3) 雨水排水基本設計

用地造成基本設計を踏まえて雨水排水基本設計を行い、必要な工種、数量及び設計図面などを取りまとめた設計図書を作成する。

なお、将来のメンテナンス性も考慮した総合的な計画とすること。

(4) 調整池基本設計

雨水排水基本設計を踏まえて、既存の調整池やため池の改修要否の検討や、新たに設置する調整池の必要性や必要容量、形状等の検討を行う。既存の調整池やため池の改修、新設する調整池に係る基本設計を行い、必要な工種、数量及び設計図面を取りまとめた設計図書を作成する。

(5) 概算工事費の算出

上記基本設計で取りまとめた成果を踏まえ、概算工事費の算出を行う。

3 成果品

当該業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 造成基本設計業務報告書 | 2部 |
| (2) 各種設計図面 (A1 サイズ) | 2部 |
| (3) (1)の関連資料 | 1式 |
| (4) 上記電子データ類 (記録媒体 (CD-R 等)) | 1式 |

第6節 土地利用計画検討業務

1 目的

土地利用計画検討業務は、次期ごみ処理施設の建設地を中心にその周辺の組合所有地全体のエリアについて、将来に渡り合理的、経済的かつ持続可能な手法で計画的に土地利用が図れるように、土地利用の方針や計画を整理して定めることを目的とする。

なお、当該業務にて検討する土地としては、次期ごみ処理施設建設地、既存ごみ処理施設に隣接する最終処分場、既存ごみ処理施設の解体撤去跡地、ごみ処理施設に隣接する啓発宿泊研修施設（以下「わくわく体験館」という。）、及び施設周辺の森林公園などの森林エリアを指す。それらの中でも特に最終処分場やわくわく体験館のエリアは、造成時に発生する残土を埋立てることが想定されるため、造成時の埋立量の想定と土地利用の方針の両側面を同時に検討する必要があることに留意する。

2 土地利用計画検討の内容

土地利用計画検討の内容は、次期ごみ処理施設から生じる余熱エネルギーの活用を軸に循環型社会形成、脱炭素社会形成、防災、住民還元、環境教育、自然環境保全など様々な広い観点で検討し、次期ごみ処理施設解体撤去後の構想までの実現可能な選択肢、課題などを整理のうえ計画として定める。また、土地利用の想定は、基本計画や造成基本設計の検討にも深く関わることから、まずはそれらの履行に必要な範囲について本組合との協議により予め設定する。その後、民間活用を視野に入れた検討としてサウンディング調査を実施する等により、令和10年度末を目標として具体的な方針や計画を定める。

なお、土地利用計画検討の範囲は、次の(1)～(5)のエリアとし、エリアごとに土地利用を検討して方針や計画を定めること。（別紙参照）

(1) 次期ごみ処理施設建設地エリア

次期ごみ処理施設の稼働期間を令和60年度までの前提として、その解体撤去後の土地利用の構想を検討して整理する。

(2) 最終処分場エリア

① 最終処分場 第1、2期計画エリア

最終処分場の整備計画区域のうち、既存ごみ処理施設からの埋立残渣物である溶融スラグを埋め立てるために最終処分場として整備が済んでいるエリアについて検討して整理する。なお、最終処分場の廃止に向けた既存施設の整備、改修等の方針については本組合と協議のうえ整理するものとして、浸出水処理施設やストックヤードなどの関連施設についても検討の範囲に含める。また現在、処分場は廃止手続きに向けたモニタリング中で、廃止後は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17の規定による指定区域に設定される想定であることに留意する。

② 最終処分場 第3、4期計画エリア

最終処分場の整備計画区域のうち、最終処分場として未整備のエリアについて、次期ごみ処理から生じる余熱エネルギーの活用を軸に検討して整理する。

(3) 既存ごみ処理施設の解体撤去跡地エリア

既存ごみ処理施設の解体撤去の方針及び事業スケジュールを踏まえて、解体撤去後の跡地について検討して整理する。

(4) 啓発宿泊研修施設（わくわく体験館）エリア

現在運営しているわくわく体験館に係る土地利用の方針を検討して整理する。検討に際しては、わくわく体験館の施設使用期間の設定、造成工事での施工範囲の想定、造成工事期間中の施設運営への制限などを含めて検討する。

(5) 施設周辺の森林公園、森林エリア

森林が有する機能を踏まえて、人の手を加えずに維持管理するエリアと人の手を加えて整備、維持管理するエリアを目的の設定とともに区別し、経済的で持続可能な維持管理の手法を含めて土地利用の方針を検討して整理する。

3 成果品

当該業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 土地利用計画検討業務報告書 | 2部 |
| (2) 上記関連資料 | 1式 |
| (3) 上記電子データ類（記録媒体（CD-R等）） | 1式 |

第7節 特別高圧接続検討申込支援業務

1 目的

特別高圧接続検討申込支援業務は、既存ごみ処理施設の電力接続が高圧接続であるが、次期ごみ処理施設では特別高圧接続を想定するため、一般電気事業者への特別高圧接続検討申込に必要な技術的助言や資料作成の支援を行うことを目的とする。なお、業務遂行の時期は、接続可能性の確定、接続に伴う工事費負担の見込み、接続場所の想定、接続工事スケジュールなどを早期に把握する目的で令和8年度中に申込み手続きを行う予定とし、一般電気事業者からの回答を基本計画に反映する。（接続検討申込に係る費用については本業務に含まないものとする。）

2 成果品

当該業務の成果品は、次のとおりとして、令和8年度中に提出すること。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 特別高圧接続検討申込関係書類 | 2部 |
| (2) 上記関連資料 | 1式 |
| (3) 上記電子データ類（記録媒体（CD-R等）） | 1式 |

第8節 都市計画決定の変更支援業務

1 目的

ごみ焼却施設の整備には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条に基づき都市

計画において位置が決定している必要があり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項第 3 号による都市施設の決定に係る手続きを必要とする。都市計画決定の変更支援業務は、次期ごみ処理施設の整備にあたり、都市計画決定の変更を行うために必要な資料の作成支援や公聴会等の運営支援を受け、各種手続きを円滑に行うことを目的とする。都市計画決定の変更の手続きに必要な諸条件は基本計画と整合して整理し、令和 11 年度末までに都市計画決定の変更手続きを終えることができるよう、別に発注する予定の「次期ごみ処理施設整備に係る環境影響評価業務」の委託事業者と主導的に連携を図り業務を遂行するものとする。

なお、都市計画決定権者は都市計画法第 15 条に基づき可児市となることから、都市計画決定の変更に必要な手続きは可児市と協議する必要があることに留意する。

2 都市計画申請関係書類の作成

変更申請に必要な書類を作成する。なお、作成を見込んでいる書類は次のとおりであるが、可児市との協議により追加資料が必要になる可能性があることに留意すること。

- (1) 都市計画書
- (2) 都市計画施設図（縮尺 1 : 25,000 1 枚、縮尺 1 : 2,500 2 枚）
- (3) 都市計画総括図（縮尺 1 : 20,000 1 枚）
- (4) 新旧対照表
- (5) 都市施設新旧対照図
- (6) スケジュール表

3 公聴会等運営支援

公聴会及び説明会等の資料作成及び運営支援を行うとともに、会議の記録作成及び意見等があった場合に内容の整理をし、受注者の見解の取りまとめを行う。

4 都市計画審議会支援

都市計画決定の内容について審議に必要な資料を作成する。なお、審議会は 1 回を予定する。

5 関係機関協議支援

県や市町などの関係機関との協議に必要な資料を作成する。なお、協議は随時行うことを想定すること。

6 「次期ごみ処理施設整備に係る環境影響評価業務」のスケジュール（参考）

項 目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
方法書	方法書作成、縦覧、審査会				
準備書	現地調査、縦覧、審査会				
評価書	評価書作成、縦覧				

7 都市計画決定の変更支援のスケジュール（参考）

項 目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画素案作成、公聴会				
	都市計画案作成、縦覧				

8 成果品

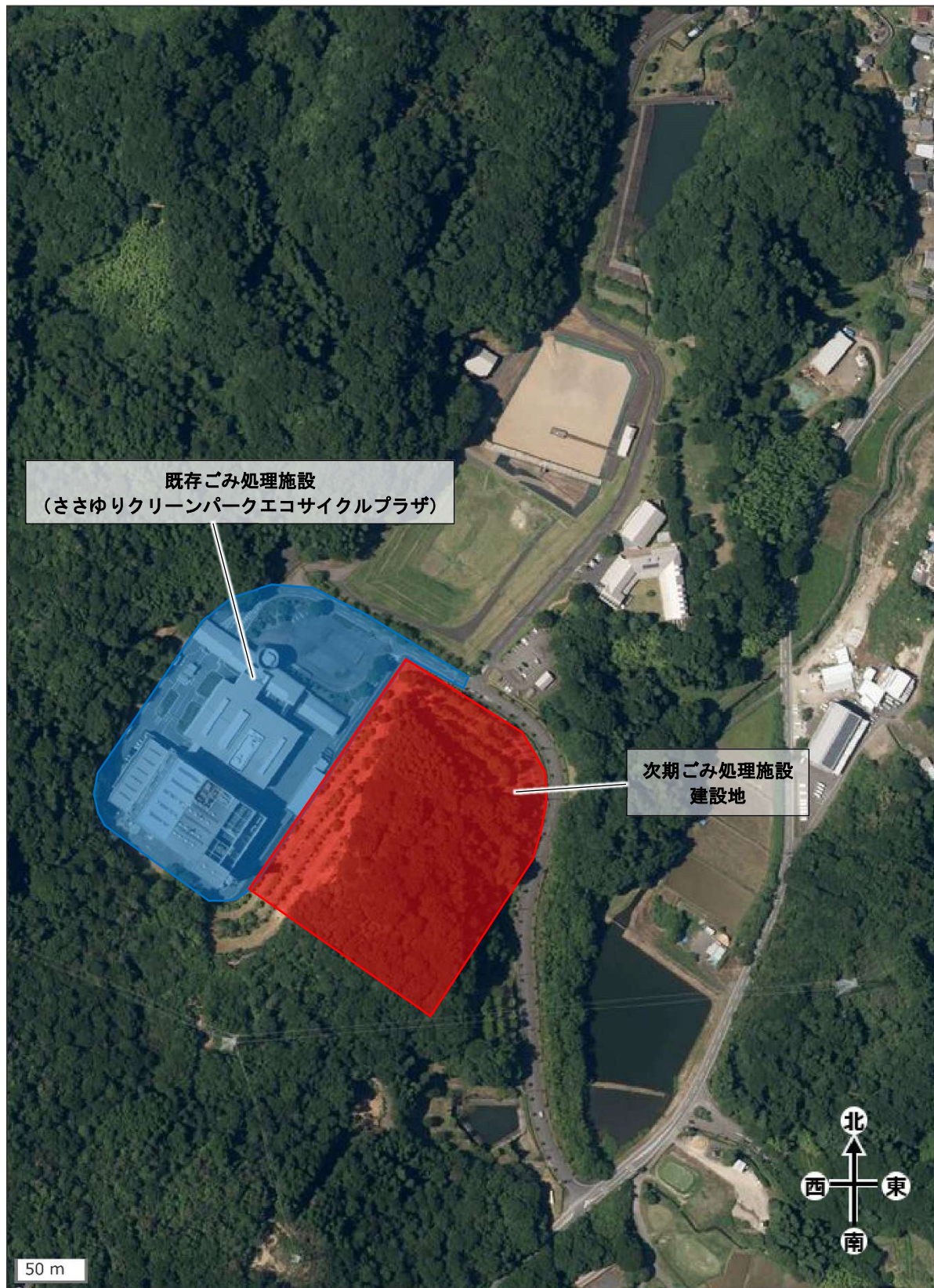
当該業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画申請関係書類 2部
- (2) 上記関連資料 1式
- (3) 上記電子データ類（記録媒体（CD-R等）） 1式

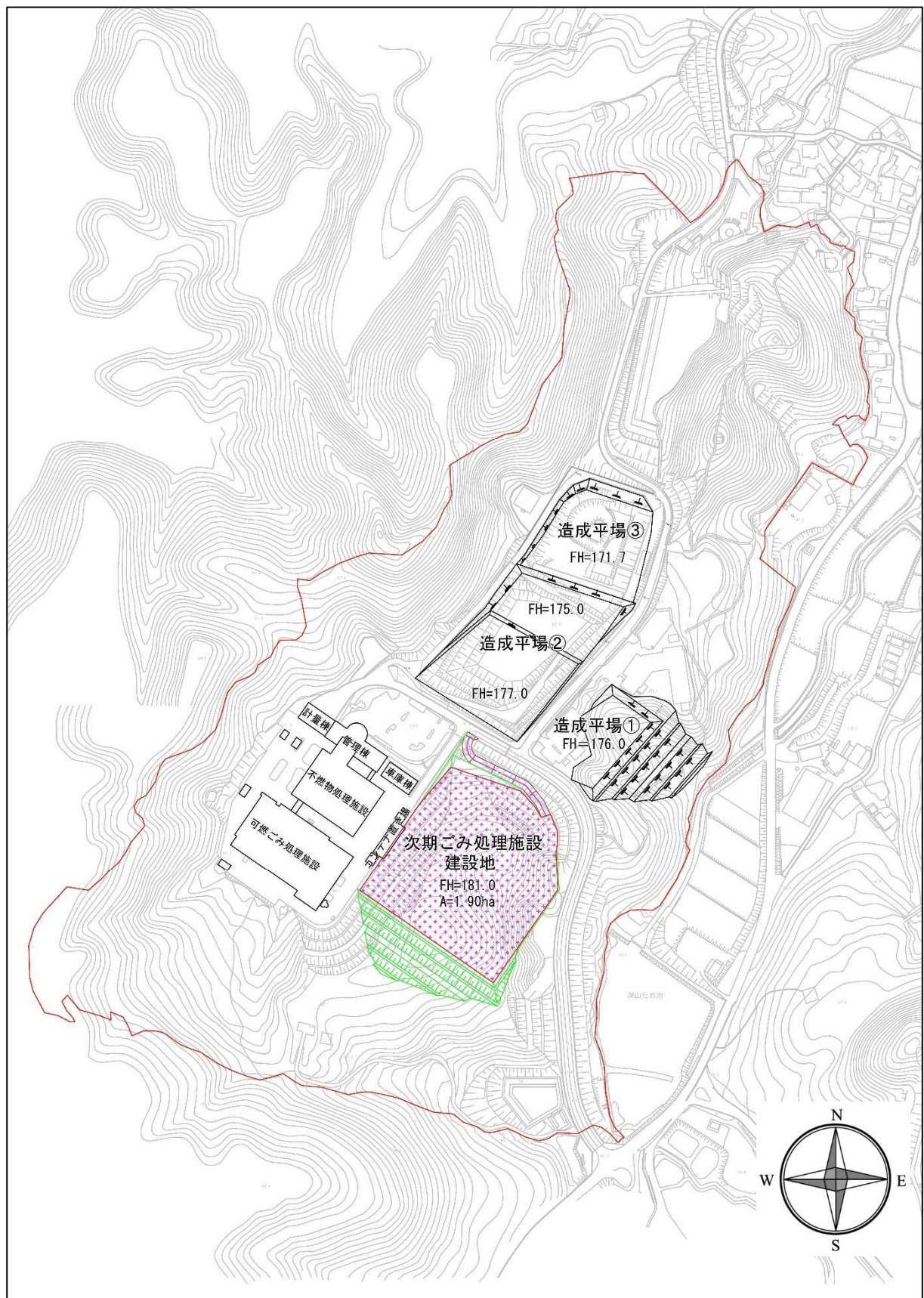
次期ごみ処理施設建設地【広域図】



次期ごみ処理施設建設地【詳細図】



次期ごみ処理施設建設地【造成構想図（イメージ）】



次期ごみ処理施設建設地【土地利用計画検討に係るエリア（第2章第6節関係）】

